

オンライン公募説明会・事前相談 Q&A

※オンライン公募説明会・事前相談でいただいたご質問の中から、すべての実行団体に共通する内容を掲載しております。

【質問】	【回答】
<p>複数の団体が協働して行う取り組みの場合は、必ずコンソーシアムを組成しなければならないでしょうか。いくつかの個人および法人等による協議会を設立している場合は1団体として申請可能でしょうか。</p>	<p>事業推進にあたってどのような団体として申請するのが活動しやすいのか、それぞれの団体でご判断いただいて構いません。ご質問のケースでは、協議会として申請可能です。</p> <p>コンソーシアムの場合は構成団体の中から幹事団体をお決めいただき、申請は幹事団体が行います。詳細は公募要領 P9、P33 をご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体による応募は可能でしょうか。 ・採択後に任意団体が法人格を持つことになった場合、問題はないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体でも応募は可能です。公募要領 5P「対象となる団体」をご参照ください。 ・採択後の法人格への移行は特に問題ありません。当初より実行団体をお願いしているガバナンス・コンプライアンス体制の整備に引き続きあたってください。
<p>新型コロナウイルスの影響で今年は当初予定していた活動ができていません。事業開始年度である 2021 年度以降も同様の影響が予想されます。事業計画書を作成した後の事業変更についてはどのように考えるべきでしょうか。</p>	<p>事業途中での計画変更はあり得ますが、当初から変更が想定される場合はその点を考慮した上で事業計画書を作成いただき、大きな変更や軌道修正が生じる場合は半年ごとの進捗報告と中間評価で修正いただくことになります。実行団体とプログラム・オフィサーとの定期的なやりとりの際などに状況をご報告ください。</p>
<p>人によってソーシャルビジネスの定義はさまざまな解釈があると思いますが、本事業におけるソーシャルビジネスの定義をご説明ください。</p>	<p>明確に統一された定義はありませんが、今回の事業ではソーシャルビジネスを広義に捉え、自立的・持続可能で社会課題解決を図るビジネスをソーシャルビジネスとして定義しています。公募要領 3P では「ソーシャルビジネス……社会課題の解決をビジネスの手法で目指す取り組み。従来の枠を越えた革新的な手法の開発、普及・実走に挑戦することにより社会における大きな変革をもたらすことが期待される」としています。</p>

<p>公募要領 13P「4. 優先的に解決すべき社会の諸課題」について、すべての満たさないと今回の対象にならないでしょうか。</p>	<p>すべてを満たす必要はありません。いずれかの項目、または複数項目にフォーカスしている事業であれば対象となります。</p>
<p>・公募要領 P16「(2) ①国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。」について、上記の補助金又は貸付金を受けている事業は選定対象とならないということでしょうか。</p> <p>・採択後も上記の補助金又は貸付金は受けることができないということでしょうか。</p>	<p>・本申請事業については、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。但し、ご活動の中から派生する新たなプログラム・新規事業など、場合によっては応募可能となる場合がありますので個別にご相談ください。</p> <p>・採択後も本事業については上記の補助金又は貸付金を受けることはできません。本事業では採択後の資金管理についても本事業用専用口座を設けて定期的な管理・確認を行いながら事業を実施していただきます。</p>
<p>過去3年分の決算報告書が必要とのことでしたが、今から法人としての活動を開始するため、過去の決算報告書がない状況です。この場合でも申請は可能でしょうか。</p>	<p>法人化以前の任意団体としてのご活動がある場合は、任意の形式で構いませんので、これまでの活動や会計報告をご提出ください。</p>